

犬山市議会第16号議案

犬山市立保育園条例の一部改正について

犬山市立保育園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、犬山市立羽黒子ども未来園及び犬山市立羽黒北子ども未来園の用途を廃止するため必要があるからである。

## 犬山市立保育園条例の一部を改正する条例

犬山市立保育園条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

犬山市立羽黒子ども未来園	犬山市大字羽黒字古市場57番地
犬山市立楽田子ども未来園	犬山市字若宮48番地4
犬山市立羽黒北子ども未来園	犬山市大字羽黒字向浦55番地8

」

を

「

犬山市立楽田子ども未来園	犬山市字若宮48番地4
--------------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市立保育園条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）		旧（改正前）	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第3条 略		第3条 略	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
<u>犬山市立楽田子ども未来園</u>	<u>犬山市字若宮48番地4</u>	<u>犬山市立羽黒子ども未来園</u>	<u>犬山市大字羽黒字古市場57番地</u>
		<u>犬山市立楽田子ども未来園</u>	<u>犬山市字若宮48番地4</u>
		<u>犬山市立羽黒北子ども未来園</u>	<u>犬山市大字羽黒字向浦55番地8</u>
略	略	略	略
2 略		2 略	